

## ○生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設条例施行規則(平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正案												
(使用時間) 第2条 生涯学習施設の使用時間は、次のとおりとする。	(使用時間) 第2条 生涯学習施設の使用時間は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たけまるホール 鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 生駒市コミュニティセンター 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr> <tr> <td>生駒駅前図書室</td><td>午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	使用時間	たけまるホール 鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 生駒市コミュニティセンター 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来	午前9時から午後10時まで	生駒駅前図書室	午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>使用時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たけまるホール 鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 生駒市コミュニティセンター 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr> <tr> <td>生駒駅前図書室</td><td>午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	使用時間	たけまるホール 鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 生駒市コミュニティセンター 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来	午前9時から午後10時まで	生駒駅前図書室	午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時まで
名称	使用時間												
たけまるホール 鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 生駒市コミュニティセンター 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来	午前9時から午後10時まで												
生駒駅前図書室	午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時まで												
名称	使用時間												
たけまるホール 鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 生駒市コミュニティセンター 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来	午前9時から午後10時まで												
生駒駅前図書室	午前9時30分から午後8時まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)にあっては、午前9時30分から午後5時まで												
<p>2 前項の規定にかかわらず、条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けて、<u>生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室</u>を除く生涯学習施設の使用時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、<u>生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室</u>の使用時間を変更することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けて、生駒駅前図書室を除く生涯学習施設の使用時間を変更することができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、生駒駅前図書室の使用時間を変更することができる。</p>												
(休館日) 第3条 生涯学習施設の休館日は、次のとおりとする。	(休館日) 第3条 生涯学習施設の休館日は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>休館日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たけまるホール</td><td>(1) 月曜日(その日が祝日に当た</td></tr> </tbody> </table>	名称	休館日	たけまるホール	(1) 月曜日(その日が祝日に当た	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>休館日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たけまるホール</td><td>(1) 月曜日(その日が祝日に当た</td></tr> </tbody> </table>	名称	休館日	たけまるホール	(1) 月曜日(その日が祝日に当た				
名称	休館日												
たけまるホール	(1) 月曜日(その日が祝日に当た												
名称	休館日												
たけまるホール	(1) 月曜日(その日が祝日に当た												

鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来	るときを除く。) (2) 12月27日から翌年の1月5日までの日	鹿ノ台ふれあいホール 生駒市図書会館 南コミュニティセンターせせらぎ 北コミュニティセンターISTAはばたき 芸術会館美楽来	るときを除く。) (2) 12月27日から翌年の1月5日までの日
生駒市コミュニティセンター	(1) 12月27日から翌年の1月5日までの日	生駒市コミュニティセンター	(1) 12月27日から翌年の1月5日までの日
生駒駅前図書室	(1) 月曜日(その日が祝日に当たるときを除く。) (2) 12月27日から翌年の1月5日までの日 (3) 館内整理日(毎月第1金曜日。 ただし、その日が祝日又は前号に規定する休館日に当たるときは、第2金曜日とする。) (4) 特別整理期間(毎年14日以内で教育委員会の定める日)	生駒駅前図書室	(1) 月曜日(その日が祝日に当たるときを除く。) (2) 12月27日から翌年の1月5日までの日 (3) 館内整理日(毎月第1金曜日。 ただし、その日が祝日又は前号に規定する休館日に当たるときは、第2金曜日とする。) (4) 特別整理期間(毎年14日以内で教育委員会の定める日)
2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、 <u>生駒市コミュニティセンター</u> 及び <u>生駒駅前図書室</u> を除く生涯学習施設の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。			2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、 <u>生駒駅前図書室</u> を除く生涯学習施設の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。
3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、 <u>生駒市コミュニティセンター</u> 及び <u>生駒駅前図書室</u> の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。			3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、 <u>生駒駅前図書室</u> の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。
<b>(使用の許可申請)</b>			
第4条 条例第8条第1項の規定により生涯学習施設の使用の許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者( <u>生駒市コミュニティセンター</u> にあっては、 <u>教育委員会</u> 。次項、次条及び第7条から第9条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。			
2 前項の申請書は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			

- (1) 市民が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の4月前の日から7日前の日まで
  - (2) 市民が営利目的で使用する場合及び市民以外の者が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用日の3月前の日から7日前の日まで
  - (3) 市民以外の者が営利目的で使用する場合 使用日の2月前の日から7日前の日まで
- 3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム(生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織(教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の8週間前の日から7日前の日までに申請を行わなければならない。

#### (使用許可書の交付等)

- 第5条 指定管理者は、生涯学習施設の使用を許可したときは、施設使用許可書を申請者に書面又は施設予約システムを使用する方法により交付するものとする。
- 2 前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。
- 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 使用者がやむを得ない理由により生涯学習施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 市民が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の4月前の日から7日前の日まで
  - (2) 市民が営利目的で使用する場合及び市民以外の者が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用日の3月前の日から7日前の日まで
  - (3) 市民以外の者が営利目的で使用する場合 使用日の2月前の日から7日前の日まで
- 3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム(生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織(教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
- 4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の8週間前の日から7日前の日までに申請を行わなければならない。

#### (使用許可書の交付等)

- 第5条 指定管理者は、生涯学習施設の使用を許可したときは、施設使用許可書を申請者に書面又は施設予約システムを使用する方法により交付するものとする。
- 2 前項の規定による交付は、利用料金の納付と引き換えに行うものとする。
- 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 使用者がやむを得ない理由により生涯学習施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(旧)

様式第1号(第4条関係)

施設使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿  
(生駒市コミュニティセンターに  
あっては、生駒市教育委員会)

申請者 団体名  
氏名  
(代表者名)  
住所  
電話番号

〔担当者 氏名  
電話番号〕

次のとおり使用の許可を申請します。

施設名	
使用目的	
使用日時	
使用人員	
入場料等徴収の有無	
貸出備品	
特記事項	
※ <u>使用料等の区分</u>	
※ <u>使用料等</u>	
※許可条件	<p>※許可年月日 年 月 日</p> <p>※許可番号 第 号</p> <p>※減免の有無 有・無</p> <p>※申請番号 第 号</p> <p>※領収書番号 第 号</p>

注 ※印の欄は、記入しないでください。

## 施設使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団体名

氏 名

(代表者名)

住 所

電話番号

〔担当者 氏 名  
電話番号〕

次のとおり使用の許可を申請します。

施設名			
使用目的			
使用日時			
使用人員			
入場料等徴収の有無			
貸出備品			
特記事項			
※ <u>利用料金の区分</u>			
※ <u>利用料金</u>			
※許可条件	※許可年月日 年 月 日		
	※許可番号 第 号		
	※減免の有無 有・無		
	※申請番号 第 号		
	※領収書番号 第 号		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

(旧)

様式第2号（第5条関係）

施設使用取消申請書

年 月 日

指定管理者 殿

(生駒市コミュニティセンターに  
あっては、生駒市教育委員会)

申請者 団体名  
氏名  
(代表者名)  
住所  
電話番号

〔担当者 氏名  
電話番号〕

年 月 日付け 第 号で許可のあった生涯学習施設の使用を取り  
消したいので申請します。

施設名	
使用日時	
取消理由	
※既納使用料等	
※還付金額	
備考	

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 施設使用許可書を添付してください。

(新)

様式第2号（第5条関係）

施設使用取消申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 団体名  
氏名  
(代表者名)  
住所  
電話番号

〔担当者 氏名  
電話番号〕

年 月 日付け 第 号で許可のあった生涯学習施設の使用を取り  
消したいので申請します。

施設名	
使用日時	
取消理由	
※既納利用料金	
※還付金額	
備考	

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 施設使用許可書を添付してください。